

令和8年度東員町農業委員会 6月定例会議事録

日 時 令和8年6月5日（金） 午前9時30分から
場 所 東員町役場 西庁舎 201・202会議室
参加委員 1伊藤 満 2辻 英治 3中村次男 4伊藤良子 5伊藤公一 6高木 守
7小川文明 9石垣典夫 10齋藤啓太 11水谷一哉
12早川三利 13 佐藤隆明 14門脇 郁夫
計13名
欠席委員 8中村久和

事務局 水谷課長補佐、萩原主事
開 会 午前9時30分
会議事項 農業委員会定例会

1. 開 会
2. 議事録署名人の選出について
3. 議事日程
議事日程第1 農地法に基づく許可申請等の審議について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
(受付番号2)
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
(受付番号1)
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(受付番号2,3)
議案第2号 農地法5条の規定による許可申請について
(受付番号2)
4. 閉 会

(議 事 内 容)
事務局 只今から、東員町農業委員会を開催します。
開会にあたり会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

議 長 それでは只今から、令和8年6月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。本日の出席者は14名中13名の出席でございます。東員町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は成立いたします。
次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は、11番委員の水谷一哉様と12番委員の早川三利様のご両名をお願いいたします。
今回は現地確認が必要な案件がないことから、現地調査は行わず、このまま議事日程第1の審議に入ります。
それでは、議事日程第1の審議に入ります。
「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (報告第1号について説明)

議長 以上のとおり、説明は終わりました。「報告第1号」について、質疑をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委員 (特になし)

議長 続きまして、「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (報告第2号について説明)

議長 以上のとおり、説明は終わりました。「報告第2号」について、質疑をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委員 (特になし)

議長 続きまして、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (議案第1号について説明)

議長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第1号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委員 (特になし)

議長 質問が無いようですので、採決に入ります。
「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 全員賛成でありますので、原案のとおり許可といたします。

議長 続きまして、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (議案第2号について説明)

議長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第2号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委員 申請図面を確認したところ、申請地は複数筆にまたがって計画されている。当該建物が建設される位置関係において、各筆の境界は明確に特定されているか。

事務局 現時点の提出書類および図面においては、各筆の境界を明確に特定することは困難である。しかしながら、当該複数筆の所有者は同一であり、かつ一体的に利用される計画であることから、境界の確定が当該申請の審査上の支障となる事由には該当しないものと判断している。

議長 それ以外に質問が無いようですので、採決に入ります。
「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 全員賛成でありますので、原案のとおり許可とします。

議長 本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和8年6月の農業委員会定例会を閉会いたします。
皆さま、ご苦労様ございました。

閉会 午前9時45分

議長 会長

署名人 11番委員

署名人 12番委員